今月の取り組み

■「道路ふれあい月間」（8月1日～31日）
令和8年度推進標語「続け未来に 地域の道路は たからもの」

■「電気使用安全月間」（8月1日～31日）
見えない電気の危険を知り、配線やコンセントを見直すことで感電・火災を防ぎましょう。

指定ごみ袋を購入できない場合の対応期間延長

現在、指定ごみ袋の購入が難しい状況が続いています。指定ごみ袋を購入できない場合は次のとおり対応してください。

指定ごみ袋を購入できない場合
中身が見える市販の透明または半透明の袋（30～45リットルのサイズに限る）でごみを出すことができます。詳しくは市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。
※ごみの種類に応じて袋に「燃やせるごみ」または「プラスチック」と大きく書いてください。
※市販の袋には、薄手で破れやすい物もあります。ごみ収集の作業中に、破れないよう工夫をして出してください。

期間（延長後）　10月30日㈮まで
問 大崎地域広域行政事務組合業務課　☎25-8867
環境保全課生活環境担当　☎23-6074

配偶者・パートナーからの暴力（DV）相談・支援

専門相談員が電話相談・個別の面接相談を行っています。秘密は守られるので、安心して相談してください。
期間　月～金曜日　9時～17時
場所　子育て支援課（市役所本庁舎2階北側）
問 子育て支援課子ども家庭相談担当
☎23-6048

黙とうの呼びかけ放送をします

終戦から81年目の夏を迎えます。戦争や原爆の犠牲者を追悼し、30秒間の黙とうをささげましょう。
広島原爆の日　8月6日　8時15分
長崎原爆の日　8月9日　11時2分
終戦の日　8月15日　正午（※）
※正午の時報放送はしません。
問 政策課政策企画担当
☎23-2129

危険ブロック塀などの除却費用を助成します

詳しい要件などは、建築指導課または各総合支所地域振興課まで事前に問い合わせください。
対象　道路からの高さが1メートル以上（擁壁上の場合は0.4メートル以上）で、平成30年度以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀
補助金額　除却工事に要した費用の6分の5または除却部分の面積に対して1平方メートル当たり9,500円を乗じた額のいずれか低い額（1件当たり上限額37万5千円）
※フェンス混用塀のフェンス部分は見付面積の2分の1、門柱は表面積の2分の1を除却面積に算入します。
※「補助金代理受領制度」も利用可能です。
受付期間　令和9年2月26日㈮まで
問 建築指導課指導担当
☎23-8057

児童扶養手当の現況届・特別児童扶養手当の所得状況届

児童扶養手当および特別児童扶養手当の受給者は、受給資格の更新手続きが必要です。詳しくは、個別に送付する通知書を確認してください。

■児童扶養手当の現況届
受付期間　8月3日㈪～31日㈪
■特別児童扶養手当の所得状況届
受付期間　8月12日㈬～9月11日㈮
■共通事項
受付場所　子育て支援課（市役所本庁舎1階）または各総合支所市民福祉課
問 子育て支援課子ども給付担当
☎23-6045

特別障害者手当・障害児福祉手当の現況届

特別障害者手当および障害児福祉手当の受給者は、現況届の提出が必要です。詳しくは、個別に送付する通知書を確認してください。
受付期間　8月12日㈬～9月11日㈮
受付場所　高齢障がい福祉課（市役所本庁舎1階）または各総合支所市民福祉課
問 高齢障がい福祉課障がい福祉担当
☎23-2167

全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験を実施します

日時　8月26日㈬　11時
伝達手段　市内の防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）で、国から配信される内容を試験放送
※避難行動を取る必要はありません。
放送内容　チャイムが鳴り、「これはJアラートのテストです」と3回放送（全国一斉）
問 防災安全課危機防災担当
☎23-5144

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続き

国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者で、医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、一部負担金の支払いが限度額までとなります。
既に認定証の交付を受けている国民健康保険加入者が、8月以降も継続する場合は、更新手続きが必要です。
また、限度額区分を記載した資格確認書の交付を受けている後期高齢者医療保険加入者には、8月以降使用できる更新後の資格確認書を郵送しますので、更新手続きは不要です。
※マイナ保険証を利用する場合は、認定証は不要です（長期入院に伴う食事代の減額を受ける場合は認定証が必要）。
申請場所　保険年金課（市役所本庁舎1階）または各総合支所市民福祉課
持ち物　認定証を申請する本人の資格確認書または資格情報のお知らせ、世帯主および本人の個人番号が分かるもの
問 保険年金課医療保険担当
☎23-6051

我妻建設化女沼パーク（化女沼古代の里）かまどのLINE予約

かまどの空き状況の確認や、予約の手続きが市公式LINE上でできるようになりました。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。
問 建設課管理担当
☎23-8016

家屋の照合調査を行います

航空写真と課税台帳を照合し、新築や増築などで未評価となっている家屋（車庫や物置などを含む）や、滅失した家屋の現地調査を行います。
調査は、税務課職員が身分証を提示して調査説明をした後、敷地内にある建物の状況確認を行います。固定資産税の公平で公正な課税を行うため、協力をお願いします。
期間　8月～12月
問 税務課家屋担当
☎88-0310

大崎市奨学資金制度を活用しませんか

高校・大学などへの進学意欲と能力のある人に、無利子で奨学資金を貸与します。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。
貸与月額　高校生：1万5千円、大学生・短期大学生・専門学生など：3万円または5万円（選択制）
問 学校教育課学校総務担当　☎23-2212

就学義務猶予免除者などの中学校卒業程度認定試験

中学校卒業者と同等以上の学力があるかを認定する国の試験です。合格者には高等学校入学資格が与えられます。応募方法など、詳しくはウェブサイトを確認するか、問い合わせください。
試験日　10月15日㈭
場所　宮城県庁10階1001会議室
出願期間　8月21日㈮まで
問 学校教育課学事担当
☎23-2212

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

平成25年8月以降に生活保護を受給していた世帯に対して、最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付を行います。手続き方法など、詳しくは市ウェブサイトを確認してください。
対象　次のいずれかに該当する世帯
❶平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯❷平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所していた人、または障がいのある人で加算が算定されていた人を含む世帯、もしくは毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯など
手続き期間　8月1日㈯～令和9年7月31日㈯
保護受給中の世帯の手続き
本市から追加給付を行うため、手続きは不要です。
保護廃止世帯の手続き
過去に生活保護を受給し、現在は生活保護を受給していない世帯については、市から個別の通知は行いませんので、当時の世帯主による手続きが必要です。
※平成25年8月以降、別の自治体で保護を受給していた世帯は、当時保護を受給していた自治体での手続きが必要です。
※追加給付に関する問い合わせは、「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター」（☎0120-179-445（平日9時～17時））に連絡してください。
問 社会福祉課生活支援担当　☎23-6012